前 金	部 分 払
有	о П

平 成 3 0 年 度 下建公補 第 1-10 号

清水処理分区公共下水道実施設計(詳細)業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津市下水道局 下水道建設課

平 成 3 0 年	度 下建公補 第 1-10 号					業	務。	系託 設計	書
委託場所	津市河辺町及び安濃町清水地内							局長	
安记物历								局次長	
委託名	清水処理分区公共下水道実施設計(詳細)業務	季託						課長	
安化省								検算者	
設計額								参与	
DX FT TIX	(うち	消費税	等相当	当額)	調整担当主幹	
履行期間								担当主幹	
及门为门门	平成30年10月26日限り							担当副主幹	
長	— ф				_			設計者	
	*	· 7	務	の	大	要			
	管渠実施設計 詳細設計 財削工法 詳細設計 水管橋 道路構造物設計 下部工詳細設計 橋台工 基礎詳細設計 基礎工	85m 1橋 2基 2基							

位 置 図



縮尺 1:5000 3

		設 計 内	訳表		
費目 工種 種別 細別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務					
01:設計・解析・調査					
下水道設計	式				
		1. 000			
下水道施設設計	式				第 0001 号 明細表
		1.000			
水管橋詳細設計	式				第 0002 号 明細表
		1. 000			
道路構造物設計	式				
		1. 000			
下部工詳細設計	式	1.000			第 0003 号 明細表
		1 000			
	<u>-</u>	1.000			第 0004 号 明細表
基礎詳細設計	式				
		1.000			
直接原価	式				
		1.000			

		設 計 内	訳表		
費目 工種 種別 細別	単 位	数量	単 価	金 額	摘要
その他原価	式				
		1.000			
業務原価	式				
		1.000			
一般管理費等	式				
		1. 000			
設計·解析·調查業務価格	式				
		1. 000			
消費税及び地方消費税相当額	式				
		1.000			
業務委託料	式				
		1.000			

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 下水道施設設計							1 式
					_		(上段 :前 回 下段 :今 回)
名 称 規格	単 位	数量	単	価	金	額	摘 要
開削工法(内径1200mm未満)	-1-						第0001号単価表
	式						
		1.0	00				
耐震設計(レベル1地震動及びレベル2地震	_b						第0002号単価表
動)	式						
開削工法(内径1200mm未満)		1.0	00				
報告書作成 (詳細設計)		1.0					第0003号単価表
	式						
		1.0	00				
設計協議 (詳細設計)		1.0	00				第0004号単価表
	業務						
第1回打合せ計上,中間打合せ 5 回,最終打合せ計上		1.0	00				
I ON I		1.0					
合 計							

[設計・解析・調査]

第 0002 号 明細表 水管橋詳細設計								1 式 (上段 :前 回 下段 :今 回)
名 称 規格	単 位	数量	ŧ	単	価	金	額	摘 要
現地調査 (水管橋設計)	業務							第0001号施工単価表
		1	. 000					
施工計画(水管橋設計)	橋							第0002号施工単価表
		1	. 000					
関係機関との協議資料作成(水管橋設計)	業務							第0003号施工単価表
		1	. 000					
水管橋上部工詳細設計(パイプビーム形式)	橋							第0004号施工単価表
		1	. 000					
合 計								

[設計・解析・調査]

第 0003 号 明細表 下部工詳細設計								1 式
								(上段 :前 回 下段 :今 回)
名 称 規格	単 位	数量	:	単	価	金	額	摘 要
重力式橋台詳細設計								第0005号施工単価表
	基							
電子計算機使用料を計上する								
		1.	000					
重力式橋台詳細設計								第0006号施工単価表
Z 1 Me UV II (FILM) 1 I - > -) .	基							
電子計算機使用料を計上しない								
		1.	000					
合 計								

第 0004 号 明細表 基礎詳細設計					1 式 (上段 :前 回 下段 :今 回)
名 称 規格	単 位	数量	単 価	金額	摘要
橋台基礎工(既製杭)	基				第0007号施工単価表
電子計算機使用料を計上する		1. 000			
橋台基礎工(既製杭)	基				第0008号施工単価表
電子計算機使用料を計上しない		1. 000			
合 計					

	現地調査	(水管橋設計)								第	0001 号 1.00	├ 施工単 0 業務	通表 当り
	名	称	単位	数	量	単	価	金	額		 摘	要	
主任技師													
			人										
技師 (A)													
			人										
技師 (B)													
			人										
合計			業務		1. 000								
			,,,,,,,										
単位当り			業務		1.000	当り							
	施工計画	(水管橋設計)								第	0002 号		
											1.00	0 橋	当り
	名	称	単位	数	量	単	価	金	額		摘	要	
技師 (A)													
			人										

	施工計画	(水管橋設計)								第	0002 号 1.000		画表 当り
	名	 称	単位	数	量	単	価	金	額		摘	要	
技師 (B)													
			人										
技師 (C)													
			人										
合計			橋		1. 000								
単位当り			橋		1. 000	当り							
	関係機関	との協議資料作成(水	管橋設計)							第	0003 号 1.000	施工単位 業務	西表 当り
	名	 称	単位	数	量	単	価	金	額		摘	要	
技師 (B)													
			人										
技師 (C)													
			人										

	関係機関との協議資料作成(水管橋設計)				第 0003 号 施工単価表 1.000 業務 当り
	名 称	単位	数量	単 価	金額	摘要
技術員						
		人				
合計		業務	1.000			
単位当り		業務	1.000	当り		
	水管橋上部工詳細設計(パイ	プビーム形式)			第 0004 号 施工単価表 1.000 橋 当り
	水管橋上部工詳細設計 (パイ 名 称	プビーム形式	数 量	単 価	金額	
主任技師				単 価	金額	1.000 橋 当り
主任技師				単 価	金額	1.000 橋 当り
主任技師 技師(A)		単位		単 価	金額	1.000 橋 当り
		単位		単価	金額	1.000 橋 当り
		単位人		単 価	金額	1.000 橋 当り

水管橋上部工詳細設計(パイフ	゜ビーム形式)			第 0004 号 施工単価表 1.000 橋 当り
名称	単位	数量	単 価	金額	摘 要
技師 (C)					
	人				
技術員					
	人				
電子計算機使用料					
	%				
合計	橋	1.000			
単位当り	橋	1.000	当り		
条 件 名 称 橋長(径間) 橋長補正係数 基本設計 構造物区分 形式区分 設計計画計上 設計計算計上 設計計算計上 設計計算計上 設計計算計上 設計計算計上	1		橋長 15 m 橋長補正 基本構造 光 表本構造 設計計 設計計 設計計算 数量計 照査計上	係数 0 なし 物 -	件值

水管橋上部工詳細設計(パイプビーム形式)	第 0004 号 施工単	価表
	1.000 橋	当り
報告書作成計上	報告書作成計上する	

重力式橋台詳細設計 電子計算機使用料を計上する					第 0005 号 施工単価表 1.000 基 当り
名称	単位	数量	単 価	金額	摘要
主任技師					
	人				
技師 (A)					
	人				
技師 (B)					
	人				
技師 (C)					
	人				
技術員					
	人				
電子計算機使用料					
	%				

重力式橋台詳細設計 電子計算機使用料を計上する					第	0005 号 1.000	·施工単価) 基	i表 当り
名称	単位	数量	単 価	金額		摘	要	
合計	基	1.000						
単位当り	基	1.000	当り					
条 件 名 称 構造型式 類似構造物 設計計画 設計計算 設計図 数量計算 照查 報告書作成 電子計算機使用料計上 液状化地盤橋台耐力照查			類似構造 設計計画 設計計算 設計図を 数量計算 照査を計 報告書作 電子計算	を計上する を計上する 作成する を計上する	件	値		

		喬台詳細設計 重機使用料を計上しない					第 0006 号 施工単価表 1.000 基 当り
	名	称	単位	数量	単 価	金 額	摘要
主任技師							
			人				

		新台詳細設計 機使用料を計_	上しない					第 0006 号 施工単価表 1.000 基 当り
	名	称		単位	数量	単 価	金額	摘 要
技師 (A)								
				人				
技師 (B)								
				人				
技師 (C)								
				人				
技術員								
				人				
合計				基	1. 000			
単位当り				基	1. 000	当り		
構造型式 類似構造物 設計計画 設計計算 設計図 数量計算	条	件 名	称			類似構造 設計計画 設計計算 設計図を	条 :台詳細設計 :物である iを計上する :を計上する ·作成する :を計上する	件值

重力式橋台詳細設計	第 0006 号 施工単価表
電子計算機使用料を計上しない	1.000 基 当り
照査	照査を計上する
報告書作成	報告書作成を計上する
電子計算機使用料計上	電子計算機使用料を計上しない
液状化地盤橋台耐力照査	耐力照査を計上する

橋台基礎工(既製杭)					第 0007 号 施工単価表
電子計算機使用料を計上する					1.000 基 当り
名 称	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師長					
	人				
主任技師					
	人				
技師 (A)					
	人				
技師 (B)					
	人				
技師 (C)					
	人				

橋台基礎工 (既製杭) 電子計算機使用料を計上する					第 0007 号 施工単価表 1.000 基 当り
名称	単位	数量	単 価	金額	摘 要
技術員					
	人				
電子計算機使用料					
	%				
合計	基	1.000			
単位当り	基	1.000	当り		
条 件 名 称 基礎型式 類似構造物 設計計画 設計計算 設計図 数量計算 照查 報告書作成 電子計算機使用料計上 液状化地盤橋台基礎耐力照查			類似構造 設計計 設計計 設計計 設計 製量 整 報告 報 電子計算	条 工 (既製杭) 売物でない を計上する を計上する 作成する ・ 作成まする ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	件 値

橋台基礎工(既製 電子計算機使用料を					第 0008 号 施工単価表 1.000 基 当り
名称	単位	数量	単 価	金額	摘 要
技師長					
	人				
主任技師					
	人				
技師 (A)					
	人				
技師 (B)					
	人				
技師 (C)					
	人				
技術員					
	人				
合計	基	1.000			

橋台基礎工 (既製杭) 電子計算機使用料を計上しない					第 0008 号 施工単価表 1.000 基 当り
名称	単位	数量	単 価	金額	摘 要
単位当り	基	1. 000	当り		
条 件 名 称 基礎型式 類似構造物 設計計画 設計計算 設計図 数量計算 照查 報告書作成 電子計算機使用料計上 液状化地盤橋台基礎耐力照查			類似構造物 設計計画を 設計計算を 設計計算を 数量計算を 報告書作所 電子計算	を計上する を計上する 作成する を計上する	体値

SJ0020 開削工法 (内径1200mm未満)								第 0001	号単価表 1 式	当り
名称	単位	数	量	単	価	金	額	摘	要	
技師長										
	人									
主任技師										
	人									
技師 (A)										
	人									
技師 (B)										
	人									
技師 (C)										
	人									
技術員										
	人									
合 計	式		1.000							
単位当り	式		1.000	当り						

第 0002 号単価表 1 式 当り					震動)	グル2地	√1 地震動及びレ 200mm未満)	十(レベル 1 去(内径1200	耐震設計 開削工法	SJ0060
摘 要	金 額	価		量	数	単位		称	名	
										主任技師
						人				
			T							技師 (A)
						人				
										技師 (B)
						人				
			+							技師 (C)
						人				
			+							技術員
						人				
)	1. 000		式				合 計
) 当	1. 000		式				単位当り

SJ0070 報告書作成(詳細設計)					第 0003 号単価表 1 式 当り
名称	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師					
	人				
技師 (A)					
	人				
技師 (B)					
	人				
技師 (C)					
	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1. 000	当り		

SJ0080 設計協議(詳細設計) 第1回打合せ計上,中間	打合せ 5 回,最終	打合せ計上			第 0004 号単価表 1 業務 当	首り
名称	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師						
	人					
技師 (A)						
	人					
技師 (B)						
	人					
合 計	業務	1.000				
単位当り	業務	1.000	当り			

平成30年度 下建公補第1-10号清水処理分区公共下水道実施設計(詳細)業務委託

数量総括表

レベル1 : 設計・解析・調査

		基礎			· 一	道路構造物設計						火箭							下次	下水道設計	設計・解析・調査業務	(費目)(工種)(種	レベル1 レベル2 レベ	
施心	施加	基礎詳細設計(橋台工)	重力	重力	下部工詳細設計(橋台工)	+	2	*	関係	施山	現地	水管橋詳細設計		#	# (7 % 4	計	3		·水道施設設計			别)	レベル3	-
橋台基礎工(既製杭)	橋台基礎工(既製杭)	橋台工)	重力式橋台詳細設計	重力式橋台詳細設計	十(橋台工)		1	水管橋上部工詳細設計(パイプド)	関係機関との協議資料作成(水管橋設計) 	施工計画(水管橋設計)	現地調査(水管橋設計)		設計協議(詳細設計)	拟口音117%(肝神成引)	(レベル1地震動及びレベル2地震動)	耐震設計	出出十八年(1400111111)		+			(番 別)	レベル4	数
電子計算機使用料を計上しない	電子計算機使用料を計上する		電子計算機使用料を 計上しない	電子計算機使用料を 計上する				ペイプボーム忠共)	成(水管橋設計) 				第1回打合せ計上、 中間5回打合せ計上、 成果品納入打合せ計上		開削工法(内径1200mm未満)							(規格)	レベル5	上 総 括 表
牌	阱		阱	阱	洪		梔	莱務	# 24	梔	業務		業務		炓		洪	炓				# ====================================		
_	_	_	_	_	_	_		_		_	_	_	_	_	_		_	_		_		第		
							清水処理分区L=15.0m															īd V		

設計数量集計

管渠延長 (別紙路線延長調書より)

開削工法	工種
汚水	区分
清水処理分区	処理分区·排水区名
85 m	数量
	備考

下水道設計

管渠実施設計(詳細設計)開削工法(内径1,200mm未満) П 85 m

水管橋詳細設計

 \mathbb{Z} 1 赫

道路構造物設計

下部工詳細設計(橋台工)

基礎詳細設計(橋台工)

2 基 2 基

路線延長調書

中													田門							工種	処理分区:
	満ウ 1. 20が 200が 200<td>処理分区名:清水処理分区</td>										処理分区名:清水処理分区										
																				管番号	理分区
																			150 (圧送)	管径 (mm)	
84. 57																				延長 (m)	
																			レベル1及び レベル2	摘要	
마													水管橋							H 種	
												ļ	バースポースポースポースポースポースポースポースポースポースポースポースポースポー	<u> </u>						規格	
																			200	管番号	
																			150	管径 (mm)	
15. 00																			15. 00	(m) 表	
																			レベル1及び レベル2	摘要	【汚水】



清水処理分区 管渠実施設計(詳細)

設計業務内容内訳(1)

管渠実施設計(詳細設計)

Ī	計(補口	i F	· · ·	計 (15	洇	数量	設 計	各 種	設 計		桓			슦	開削工
	(補正後1式当り)	松	管路延長	(1500m 当 り	斉	量 計 算	図 作 成	重計 算	누 計 画	現地作業	現地踏査	公図調査	資料収集	業項目	開削工法(内径1,200mm未満)
-)		Min)	μу	· -	\tau_	一	回	1		I	1	技師長)0mm未満)
								_				_	-	主任技師	
*/ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					ı			1				1	I	技師(A)	
**************************************					ı			1				1	I	技師(B)	延長L=84.57m
					ı			1				1	1	技師(C)	7m
					I			-	_			-	I	技術員	(単位:人)

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

樹	補 正管路延長	工法	큵 _	照	耐 震 計 算	条 件 設 定 一	調 査	作 業 項 目 技師長 主任技師 技師(A) 技師(B) 技師(C	耐震設計 (レベル1地震動及びレベル2地震動) 延長L=84.57m
				-			-	3) 技師(C)	4. 57m
				I		1	I	技術員	(単位:人)

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

設計業務内容内訳(2)

管渠実施設計(詳細設計)

沿書
作成
(課
盤恕
學

(単位:人)

ĺ	-181+	
	報	命
	丱	
	書	業
		項
	作	Ш
	戍	
	_	技師長
		主任技師
		技師(A)
		技師(B)
		技師(C)
	1	技術員

計 —	最終打合せ 一	中間打合せ —	第1回打合せ —	作業項目 技師長	設計協議(詳細設計)
				主任技師	
				技師(A)	
	I		Ι	技師(B)	
I	I	Ι	Ι	技師(C)	
I	I	Ι	Ι	技術員	
		5回		備考	(単位:人)

31

下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書 (詳細設計)

第1章 総 則

1.1 業務の目的

めに必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。 本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するた

1.2 一般仕様書の適用範囲

い

指行しなければならない。 業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければ

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(占用許可等)に関する事務に必要な図面作成を運滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1) 受注者は、 ればならない。 業務の着手及び完了に当って、 発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなけ

(イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届

(二)職務分担表

(ホ)完了届 (へ)納品書 (ト)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする

1.10 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門に ついては、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道)又は下水道法に規定された資 現地調査に出席しなければならない。 格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

- 1) 受注者は、成果品完成後に 発注者 の審査を受けなければならない。
- 2 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- 3 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、 発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする
- 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の

修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

遅滞なく報告しなければならない。 受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による

1.15 疑義の解釈

者協議の上、これを定める。 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、 発注者

第2章 調 査

2.1 資料の収集

いて将来計画を含め十分調査しなければならない。 業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等にお

2.2 現地踏査

分に把握しなければならない。 特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、 水路状況等現地を十

2.3 地下埋設物調査

深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。 特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない

2.5 在来管調査

の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする 在来管調査は、2.3地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホー -ル及びますの老朽度、堆積物

2.6 既設管調査

いう。TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は別途計上とする。 無を把握する調査であり、管きょの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものを 管路内調査は、TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きょの劣化状況や堆積物等の有

また、測量調査によって既設管きょ及びマンホールの諸元を確認しなければならない。

2.7 道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。 現場環境調査

3.1 打合せ

第3章

影計一

衆

- \equiv に確認しなければならない。 業務の実施に当って、受注者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互
- 2 果を記録し、相互に確認しなければならない。 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と 発注者 は打合せを行うものとし、その結

3.2 設計基準等

事項について 設計に当っては、 発注者 発注者 の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる と協議の上、定めるものとする

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する 発注者 は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則(新設及び改築・詳細設計)

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には監督員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図(S=1/10,000~1/30,000)は、地形図に施工箇所を記入する

系統図(S=1/2,500)は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

坑の位置・管きょの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きょの名称等を記入する。 平面図(S=1/500)は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立

(4) 詳細平面図

等横断箇所等特に詳細図を必要とし、監督員が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する 詳細平面図(S=1/50~1/100)は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道

(5) 經断面図

管きょの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの 縦断面図(S=縦1/100,横1/500)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する

種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きょの位置、番号、形状、管径、管底高、主要 な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きょの名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図(S=1/100)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する

寸法等及び管きょの名称又は横断位置の名称等を記入する 管きょの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、

(7) 構造図

構造図(S=1/20~1/200)は、次の要領で記入する

記号を用いて構造図を作成する 発注者 の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同

とし、仕様書に明記されているもの。 特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及びます等特に構造図を必要

(8) 仮設図

仮設図(S=1/10~1/100)は、次の要領で記入する

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋

設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する

4.2 各種計算

合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。 管きょ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当っては、発注者と十分打

4.3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する

報告書

項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。 報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要・位置、設計

洇 查

照査の目的

保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。 受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確

5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- Ξ 基本条件の確認内容について
- 2 比較検討の方法及びその内容について
- 3 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について
- 4 計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。)について
- 5 計算書と設計図の整合性について

提出図書

6.1

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 実施設計関係提出図書(詳細設計)

(1)	位置図	牆 尺1/10,000~1/30,000
(2)	米	1/2,500
(3)	施設平面図	1/500
(4)		$1/50\sim 1/100$
(5)	総断面図	縦1/100,横1/500
(6)	横断面図	1/100
(7)	構造図	$1/20\sim 1/200$
(8)	仮設図	$1/10\sim 1/100$
(9)	水理計算書	

- (10)構造計算書(耐震設計計算書を含む)
- (11)数量計算書
- (12)
- (13)特記仕様書
- (14)打合社議事録

(15)その他の資料

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記の掲げる最新版図書を参考にして行うものとする

(2)	(1)
発注者	発注者
の下水道設計基準	の下水道構造標準図

4 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会) 3

発注者

の道路埋設標準定規

- 5 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- 6) 小規模下水道計画·設計·維持管理指針と解説(日本下水道協会)
- 3 下水道管路施設設計の手引(日本下水道協会)
- 8 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- 9 下水道施設耐震計算例—管路施設編(日本下水道協会)
- (10)下水道推進工法の指針と解説(日本下水道協会)
- (11)管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)(日本下水道協会)
- (12)下水道マンホール安全対策の手引き(案)(日本下水道協会)
- (13)水理公式集(土木学会)
- (14)コンクリート標準仕様書(土木学会)
- (15)トンネル標準示方書(シ ールド工法編)・同解説(土木学会)
- (16)トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説(土木学会)
- (17)トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説(土木学会)
- (18)道路技術基準通達集(国土交通省)
- (19)道路構造令の解説と運用(日本道路協会)
- (20)道路土工一 -仮設構造物工指針(日本道路協会)
- (21)道路土工-- 擁壁工指針(日本道路協会)
- 道路土工-ーカルバー
- (22) (23) 共同溝設計指針(日本道路協会)
- (24)道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- (25)水門鉄管技術基準(水門鉄管協会)
- 改定新版建設省河川砂防技術基準(案)同解説(日本河川協会)
- 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)

下水道管渠実施設計業務委託特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

書による。 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様 この仕様書は「下水道管渠実施設計業務一般仕様書」の第1章1.1及び1. 0

- (1) 業務委託共通仕様書(三重県)
- 2 下水管渠実施設計業務委託標準仕様書(国土交通省都市·地域整備局下水道部)
- 2. 業務の対象
- (1) ₩ 菸 清水処理分区公共下水道実施設計(詳細)業務委託 平成30年度下建公補第1-10号
- 位 置 津市 河辺町及び安濃町清水 地内

2

(3) 委託の対象

管渠実施設計(詳細設計)開削工法 水管橋詳細設計 基礎詳細設計(橋台工) 下部工詳細設計(橋台工) Z | | Z Z2 2 E 橋 基 基

- (4) 設計条件項目 別紙設計条件項目表による
- 3. その街

監督員の指示する事項

管理技術者は、(下記の者 」上下水道部門下水道科目及び建設部門鋼構造及びコンクリート科目について配置することとし、それぞれ下記のいずれかの者)とする。	管理技術者の要件	7
1程調整の必要あり(別途資 3議の必要あり(別途資	工程関係	П
犬 瓦 に 卑 札 こ ヲ B	成果の提出	7
 図 契約締結後14日以内に業務計画書(工程表)を監督員に提出する。 図 業務完了の10日前までに数量報告書(工種、設計数量、実施数量等を記載)を監督員に提出する。 図 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ○ その他(業務計画等	·
設計業務等共通仕様書(三重県) 【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む(最新改正平成29年11 三重県公共工事共通仕様書(三重県) 【平成28年 7月制定 部分改正を行った内容も含む(最新改正平成29年11 自然に配慮した川づくりの手引き(案)(三重県県土整備部河川自然に配慮した川づくりの手引き(案)(三重県県土整備部河川 年 月制定】 砂防技術指針(案)(三重県県土整備部) 【 年 月制定】 一手の他(上記の適用図書について、改訂のあった項目についてはを適用する。)	過出了	
_	明示項目	4
NO. 1		

上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者RCCMの資格保持者 (□ 下水道部門受注者の責任において定めた、業務の履行に必要

配置予定技術者届出書に記載

 $\overline{}$

☑ 下水道部門 ☑ 建設部門)
業務の履行に必要な知識と経験を有する者
た技術者を契約時に配置しなければならな

(技術管理者)

みの街

۷.

技術士

(□ 上下水道部門下水道科目□ □ 部門・科目を問わない)

建設部門鋼構造及びコ

(

 \checkmark \subseteq

 \neg

茶皿

- 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受けまする。 示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、 し、適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 て制約を受け る事と 2 N のが思
- 2 発注者 と別途協議
- ω

- がする。 上記受託業務事項· 条件及び内容のレ印該当欄は、 作業に 当为 J て制約を受け ろ事と 2 N のな思
- 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生し、適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議する 7 \bigcap まなが、 発注者 と別途協議
- ω Œ 9 \wedge かる

津 市 平成29年11月

		П	ħ		
		や の合	業務条件	明示項目	
は、実地確認を行う。			□ 業務条件は下記のとおりとする。	明示事項(条件及び内容)	NO. 3

津 市 平成29年11月

設計条件項目表

項目	設
工期	平成30年10月26日 限り
場	津市 河辺町及び安濃町清水 地内
管径・工法及び延長	詳細設計(開削工法) L= 85 m 詳細設計(水管橋) N= 1 橋
特 殊 構 造 物	特殊構造物(有 無) : 耐震設計 (有 無) 簡易な特殊マンホール (基)、 特殊マンホール (基)、 マンホールポンプ場(2次製品) (基)、 マンホールポンプ場(現場打ち) (基)、 吐口 その他(水管橋上部工(φ150 パイプビーム形式)(15.0m)、重力式橋台(2基)、橋台基礎工(2基))
報告書作成	 無
設 計 協 議	中間打合せ 5 回
施工法等の比較検討	(有 無) a) 管路の掘削工法 b) ①急曲線 ②土被り1.5D以下 ③近接構造物(箇所) ④軌道横断(箇所) ⑤河川横断(箇所) ⑥高架道横断(箇所)
耐震計算(応答変位法)	有()、無
耐 震 設 計	レベル1地震動 , ベベル1及びレベル2地震動 , 無
設計条件補正	有()、無
地 盤 条 件 補 正	有()、無
工 区 数 補 正	有(工区)、無
その他補正	有()、無

前金支払いに関する事項

証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が 前払いするものとする。 必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で 請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。 力団関係法人等 の特記仕様は 一八八 本市が締結する契約等から 「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、 の暴力 4 7 暴力団関係者 契約

2 用語

置要緇 の特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除 (平成2 7年津市訓第76号) において使用する用語の例に

3 受注者等の義務

- <u>(1</u> 本市 力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 の契約等の相手方及び下請負人等 一足(以下 「受注者等」 \sim 5 ٧٧ H
- 0 はならない。 受注者等は、 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入し
- $\widehat{\omega}$ 施設及び廃棄物処理 受注者等は、 力団等 業者等を使用し \sim 35 かる てはならない。 廃棄物処理業 華 が有する 廃棄物処理
- 文書に は速やかに本市に文書に による不当介入を受けたと ものとする。この場合において、 受注者は、本市と締結した契約等の履行に て報告すると ともに所轄の警察署に てその内容を報告しなければならない。 まな、 捜査上必要な協力を行ったとき、 野国とし 通報し捜査上必要な協力を \forall こ当たり、 これを拒否し、直ちに本市に 受注者等が暴力団 2 注 并

3 置が必要とな ななが、 $^{\circ}_{\circ}$ 受注者等が不当介入を受けた いたか \sim NH 、受注者は本市に (1 契約期間の延長等を求める とを理由に契約期間の延長等の措 (Y \sim がな

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

指名停止措置を講じるものとする。 に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成 と密接な関係 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められると を有し ないり、 \mathcal{C} 認められるときなどは、 0 1年 4 当該入札参加資格者等 耳 ∞ 日施行) 14 1 rī 暴力団等 惠 ړل \wedge

難じ 上記3の義務に違反した受注者等に対し \mathbb{C}^{+} 0 \cap 4 ° 0 4 **.** 同様に指名 停止措

5 契約等の解除

<u></u> 参加資格者等 記の暴 力団 等と認められると との契約等については、 きなどにより 1 れを解除する 指名停止措置が講じ 1 とができ $_{\circ}^{\circ}$ られた人

配慮依頼事項

Y 御配 注 華 いた (1) **が**こ 1 \wedge Y ٦ ٧٧ 5; 1 願い の媒 約 \subset R H 4 履行 \mathcal{O} <u>(1)</u> H 4 J \forall -ᅱ Ш 9 1 \cap (1 5

注 24 願いす 者に 2 3; 於 \mathcal{N} 账 蒸配 \mathbb{C}^{+} 4 9 不利益 臧 S H 依頼事項は 5 -4 課する 受注 * \mathbb{C}^{+} が津市 9 発 ではあ **粘** のお願いに S 5 H H \mathcal{N} # 準市が *>* 於 赋 \Box 2 注 かい * 9 J 7 <u></u> 越 \blacksquare 3 $\Box \triangleright$ (1 擁 力 49

뺍

- 市内本店 卟 \dashv む。) 契約又は再 事業者 が認められた契約にあっ 14 活用 操門 ا ا ا ا が下 1 \mathcal{C} に配慮 請以降のす ては、 \subset \dashv 請契約 \wedge 7. だ \forall 9 N 5 下請負 又は再 衆 \succ X it 害 等に 丰 5t 5 紫光 4 辨
- 2 \wedge だ Ø 貧 N 芝 1 い。 $rac{1}{2}$ 原材料等の調達が必 及び地元 製品、地元 \mathbb{H} 翢 產 \mathcal{C} ∄□ £ \mathcal{O} R 庚 譃 合は、 \boxplus 4 \mathcal{O}] 1 内本店 rrī S 5 # 4 翭 \mathbb{C}^{+} 琳 門 なな 慮 Q_{λ} 삞 \subset 4 連
- ω 建設機械 入れする [1 機器等 \cap (1 配慮 9 華 \subset 入れが \forall へだ N 汶 い。 翢 $rac{1}{2}$ 2 \mathcal{O} 並 $\Box \triangleright$ Ñ] 长 \forall 五 # 牃 辨 かな 5
- 4 業務 Ø (1 従事者 とに配慮 翀 の使用 \subset \wedge The state of 人等が必要 いい。 とな \mathcal{O} 越 かけ、 使用人等 rī # 民 を泊 田

公契約条例に関す \mathcal{O} 特記仕様

な事項 の辞 慮 良な 49 記仕様は 定 1仕様は、本市が締結する公契約において、労事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図 X \mathcal{N} 4909 М 光観光にの図り いり の労働環境 関し、 大大大 の確

\sim

ᅱ の特記仕様におけ :例] 77 Vγ 0 \smile において使用す る用語は 、津市公契約条例 \mathcal{O} 用語の例に (津市条 9 $_{\circ}^{\circ}$ 迿 徭 \aleph 0 也($\widehat{\mathbb{Z}}$

ω 妣

- (1)関係法令及び条例 9 戡 を連 华 しな ければ 2 2 ない
- $\widehat{\Omega}$ 受注 琳 労働 者の適正 な労 働環境の確保に努めなければな らない
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 意に を締結 受注 拱 琳 \subset びいた適正な がい。 サイグよ 労働者 \mathcal{O} 契約を行わな \sim まな、 と対等 下請契約等の相手方 な労使関係 ければなら を構築するとともに、下請契約等 ない。 \cap 対等な立場におけ √
 □
- 事る ならない。 注 業者又は本市の区 きは、地域経済の発展に配慮 等は、 下請契約等の相手方を選定するとき . 英乙 S 生産 , された資材 本市の区域内に主た 等を活用 of \bowtie . H \mathcal{O} . るよ 事で 資材 数数 鄉 務所を有す めなけれ PY 鵬
- 受注者 通正 F7 1履行し 音は、 なければならない。 公契約に携わる者 \wedge \subset 4 往 会的な責任を 自覚 1>> 楔約
- <u>6</u> 市が (以下「市長等」という。) 辨 等は、 4 Ø 公契約に 条例第 関する施策に協力しなければな 7条第1項の規定に が行う 報告の求め及 葉 J, NH. 市長 Xit び立入検査その他本 らない。 上下水道

1> 契約の解除等

の解除、 長等は、 受注者等 受注 の描 新維 名停止等 が次の各 必要な措置を採 号のいずれかに B 烮 (Y 账 \bigcap がべ Ø S S \cap 14 H \mathcal{O} 账 烮 1> 契 然

- 又は同項の規定に 条例第7条第1項の規定に · 文 一 で応 答 ر ال نإ 立入検 者し 查 7 6 くは虚偽の回答 を括み、 報告を怠り、 妨げ 7 者し 若し 7 くは虚 \sim \wedge # ° に対記録し 一を 報告 1 批 14 \subset \ ti
- $\widehat{\omega}$ $\widehat{\Omega}$ 条例 徭 \vdash 項の)規定 FY ٦ \mathcal{O} 命令に従 2 77 14
- ∞ \aleph 項の規 币 (1) ٦ $\mathcal{V}_{\mathcal{S}}$ 報告 R 倾 5 又は 、虚偽の 報告 $rac{1}{2}$ 14
- $\widehat{4}$ \mathcal{Q}_{λ} . 描げ Ø 引ののほ 条例の規定 違反 かって NH
- 1> 、契約に S ては、 別紙誓約事項 . に達 M NH

労働環境の確保に係る誓約事項

といて 津市公契約条例 了承し、遵守する (Z) \exists 「条例」という。) とを誓約し , 4 0 6 条の規定に ٦ 5 下記事項に

契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、 指名停止

- 係法令」という。) 津市公契約条例施行規則第8条に掲げ を遵守する 1 $\overset{\circ}{\smile}$ る関係法令 (次項において単に 三選
- \sim 津市上下水道事業管理 則 係法令に違反し、関係機関から是正 者(以下「市長等」という。)へ報告する 勧告等があった場合 Ä ° (1 準市長
- ω がするこ 条例第 $^{\circ}_{\mathsf{C}}$ 7 籴 第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に 类
- いをしないこと。 労働者が条例第9条第1項の規定に)をしたことを理由に、 当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱 よる申出(以下「違反申出」とい
- \circ 労働者に対し、 条例の内容に ついて周 知を 广 Vγ [1 \sim
- の請負契約金額の見直 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場 .し、労 働者の賃金の引上げ等につ いて適切に対応す かは 下請契約等 κ_9
- 7 市長等が行う施策に協力すること。